

使用料・手数料の設定に関する 基本的な考え方

平成24年3月
(令和8年1月改訂)

東 温 市

目 次

はじめに	P 1
1 使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方	P 2
(1) 受益者負担の公平性（受益者負担の原則）	P 2
(2) 算定方法の明確化	P 2
(3) 見直しの対象範囲	P 2
(4) 減免適用の適正化	P 2
(5) 定期的な見直し	P 3
2 原価（コスト）計算による算定方法	P 3
(1) 原価の範囲	P 3
(2) 使用料の算定方法	P 4
(3) 手数料の算定方法	P 5
3 公費負担と受益者負担割合	P 6
(1) 使用料	P 6
(2) 手数料	P 7
4 減免適用の適正化	P 8
(1) 使用料の減免について	P 8
(2) 手数料の減免について	P 8
(3) 指定管理者が管理する施設における減免について	P 8
5 その他	P 8
(1) 見直しの対象	P 8
(2) 端数処理について	P 9
(3) 激変緩和措置	P 9
(4) 市外利用者の取扱い	P 9
(5) 営利目的等の取扱い	P 9
(6) 付帯設備等の取扱い	P 9
(7) 冷暖房料金について	P 10
(8) 近隣自治体や民間との均衡	P 10
(9) 指定管理者制度導入施設における使用料の考え方	P 10

はじめに

本市における現行の使用料・手数料については、地方自治法に基づき、条例で額を定め、公の施設の利用や証明書の交付などの行政サービスの利用者から徴収しています。

本市では、合併以降、使用料や手数料について、統一的な基準がなく、合併以前の料金を引き継いだものや、近隣自治体等の水準との比較により設定されたもの等がありました。そのため、使用料及び手数料について、利用者の受益と負担のあり方や料金の算定方法を明確化し、利用する人と利用しない人の均衡に配慮し、受益と負担の公平性を確保するため、「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」を平成24年3月に策定し、これに基づき、これまで使用料及び手数料の見直しを実施してきました。

今回、策定から13年以上が経過し、社会情勢等も変化してきていることから、現状に見合った内容に改訂するものです。

今後、改訂後の基本的な考え方に基づき、社会情勢等も考慮しながら、必要に応じた見直しを行い、受益者負担の適正化に継続的に取り組むとともに、効率的な施設の管理運営と事務の効率化を図り、持続可能な行政運営に努めます。

なお、本基本的な考え方の使用料に関する規定は、指定管理者制度を適用している施設における利用料金に準用するものとします。

<地方自治法抜粋>

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条（分担金等に関する規制及び罰則）

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第244条の2第8項（利用料金）

普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

1 使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方

(1) 受益者負担の公平性（受益者負担の原則）

使用料は、公の施設等の利用者（受益者）からその利用の対価として負担いただくものであり、手数料は、各種証明や許認可など特定の者に提供する行政サービスに対し、利用者（受益者）からその役務に必要な経費として負担いただくものです。受益者の立場に立った場合、その使用料等は安価であることが望まれますが、受益者の負担で経費を賄えない場合は、公の施設等の維持管理経費や役務に必要な経費は、公費（税金）で賄われることとなり、市民全体の負担となります。そのため、受益者とそれ以外の者との「負担の公平性」を確保するため、受益者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」を踏まえた考え方を基本とします。

(2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分に負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。そのため、施設利用や役務の提供に係る原価（コスト）を明らかにし、原価と受益者負担に基づく統一的な算定の考え方を示します。

【受益者負担額の基本的な算定式】

$$\text{受益者負担額} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

(3) 見直しの対象範囲

見直しを行う範囲は、以下の対象を除く使用料等とします。

- ① 使用料を徴収できない施設
- ② 法令等により算定方法等が定められているもの及び国県等の基準に準じて定められているもの（県内統一料金の申し合わせがされているものを含む。）
- ③ 行政財産の目的外使用料など公有財産に関する条例等で定めているもの
- ④ 企業会計において独自の根拠に基づいて算定しているもの
- ⑤ 政策的判断が必要で、個別検討を要するもの
- ⑥ その他、原価等一律の基準により算定することが適さないもの

(4) 減免適用の適正化

減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、受益者負担の明確化や利用者間の公平性・公正性の観点から、減免適用の適正化を図ります。

(5) 定期的な見直し

社会情勢や施設の維持管理経費等の変動を定期的に反映し、受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、使用料・手数料の見直しは、原則5年ごとに行います。

ただし、社会情勢に大きな変化がある場合や、施設の運営方法を変更する場合などは、適宜見直しを行います。

2 原価（コスト）計算による算定方法

サービスを利用し、利益を受ける方（受益者）に応分の負担をいただくためには、受益者負担額の積算根拠を明確化する必要があります。そのため、コストのあり方や負担割合等の考え方を整理し、受益者負担額を決定するまでの基本手順を次のとおりとします。

(1) 原価の範囲

行政サービスに対する適正な負担を求めるためには、施設の維持管理・運営にどれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。

使用料や手数料の原価の算定に当たっては、運営や事務処理に要した「人件費」、物品の購入や施設の維持管理などに要する「物件費」の積み上げにより算定します。

なお、原価に含める経費については、原則として、直近3年間の決算額の平均とします。

【原価に算定する経費】

人件費	サービスの提供や施設の運営・維持管理をするための業務に従事する職員に要する費用
報酬	人件費（職員一人当たりの平均人件費×職員数） ※職員一人当たりの平均人件費は、一般会計に係る全一般職員の平均単価を算出し、職員数は当該業務に要する割合で按分して算出する。
給料	※会計年度任用職員は実額を使用
職員手当等	※指定管理者制度を導入している施設においては、当該施設の指定管理者との調整やモニタリング、指導等の事務に従事した一般行政職員の人件費について算出する。
共済費	※指定管理者で雇用する施設職員の人件費は、指定管理料（物件費）に含まれるため、本項目では該当しない。

物件費	サービス提供や施設の運営・維持管理をするための物品購入や施設の修理等に要する費用
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料、火災保険料
委託料	施設の管理委託料等
使用料・賃借料	パソコン等のリース料等、施設運営に係るもの
その他	その他受益者が負担すべきと考えられる施設運営や維持管理に係るもの

※ 公の施設はそれぞれに目的を持って設置されたものであり、市民の誰もが利用する機会を有しており、市民の誰もが受益者になり得る「市民全体の財産」であることから、施設の建設や大規模改修等に要した経費（減価償却費を含む。）については、公費で負担すべきであるとして原価には算入せず、経常的な経費のみを原価に算入することとします。

（２）使用料の算定方法

使用料は、原則として次の基本式により算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

① 原価の算定

ア 専用使用（一定の場所を専用的に貸し出す）の場合

会議室、体育館等の一定のスペース利用者に提供する性質の施設の使用料の原価算定については、算出された年間経費を貸出対象総面積で除して、1時間当たりの原価を算出します。

$$\text{原価} = \text{施設の年間経費} \times \text{貸出対象面積} \div \text{貸出対象総面積} \\ \div \text{年間利用可能時間} \div \text{稼働率}^{\ast}$$

※ 稼働率は、原則として、直近3年間の利用実績から年間稼働率（平均）を算定し算入します。なお、年間稼働率（平均）が50%に満たない場合は50%に設定し、年間稼働率（平均）が50%を超えるときは、実稼働率とします。

イ 個人使用（トレーニングルーム等）の場合

不特定多数の個人が同時に利用する施設等は、1人当たりの原価を算出し、それに対して受益者負担割合を乗じて、1人当たりの使用料を算出します。

$$1人当たりの使用料原価 = 貸出施設の原価 \div 年間施設利用者数 ※$$

※ 年間施設利用者数は、原則として、直近3年間の施設利用実績の平均値とします。

② 新規使用料の設定

新規使用料を設定する場合は、以下の方法で行うこととします。

なお、原価に算定する経費の実績値が不明な場合は、見込みを原価とします。

- ア 提供するサービス（専用使用、個人使用）に応じて、原価を算定します。
- イ 提供するサービスごとに専用使用の場合は、想定（目標）稼働率、個人使用の場合は、想定（目標）利用者数を設定します。
- ウ 提供サービスごとに受益者負担割合を設定します。
- エ 算定した原価と受益者負担割合から使用料の算定式により使用料を算定します。
- オ 算定した使用料のほか、その施設を取り巻く社会情勢など、諸々の事情を考慮して、使用料の額を決定します。

(3) 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の基本式により算定します。

$手数料 = 原価 \times 受益者負担割合$

① 原価の算定

手数料原価の計算方法については、1分当たりの人件費に1件当たりの標準的処理時間を乗じた額と物件費を年間処理件数で除した額の合算により算出します。

$$手数料原価 = (1分当たりの人件費 \times 1件当たりの処理時間(分) ※2) \\ + (物件費 \div 年間処理件数 ※1)$$

※1 年間処理件数は、原則として、直近3年間の実績の平均値とします。

※2 処理時間については、以下の業務内容に区分し、それぞれの業務にかかる時間を合算したものとします。

【主な業務内容】

- 受 付・・・受取・確認・台帳入力等
- 審 査・・・照会・審査・現地踏査等
- 処 理・・・起案・入力・証明書作成等
- 交 付・・・通知・発行
- 徴 収・・・手数料領収・収入調定等
- その他・・・その他

② 新規手数料の設定

新規手数料を設定する場合は、以下の方法で行います。

なお、原価に算定する経費の実績値が不明な場合は、見込みを原価とします

ア 近隣市町の事務と共通性の高い事務であるか判断します。

イ 原価を算定します。

ウ 算定した原価と受益者負担割合から手数料の算定式により手数料を算定します。

エ 近隣市町の事務と共通性が低い場合は、算定した手数料を手数料として設定します。

なお、近隣市町の事務と共通性が高い場合は、近隣市町との均衡を考慮し、手数料の額を設定します。

3 公費負担と受益者負担割合

(1) 使用料

市の施設は道路や公園等のように市民の日常生活において必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、民間等においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

こうした点を考慮すると、一律の割合で受益者負担を求めることは、公平性を損なう可能性があります。

そのため、施設の設置目的やサービスの性質に合わせ、各施設を「必需性（公的必要性）」と「市場性（収益性）」の2つの視点により、各々3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合は5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分します。

【必需性による分類】

- ・ 必需的：市民が日常生活を営む上で、必要かつ公共性が高いサービス
- ・ 選択的：日常生活を便利で快適なものにする目的で、個人の価値観や嗜好により選択的に利用するサービス

【市場性による分類】

- ・ 市場的：民間による提供が可能又は期待できるものであり、行政と民間が競合する施設
- ・ 公共的：民間による提供が困難であり、主として行政が提供する施設

【性質別分類による受益者負担割合】

市場性	市場的	【A】 公費負担 50% 受益者負担 50%	【B】 公費負担 25% 受益者負担 75%	【C】 公費負担 0% 受益者負担 100%
	中間的	【D】 公費負担 75% 受益者負担 25%	【E】 公費負担 50% 受益者負担 50%	【F】 公費負担 25% 受益者負担 75%
	公共的	【G】 公費負担 100% 受益者負担 0%	【H】 公費負担 75% 受益者負担 25%	【I】 公費負担 50% 受益者負担 50%
		必需的	中間的	選択的
		必需性		

(2) 手数料

証明書発行等にかかる手数料は、特定の者の利益のために発生した事務にかかる経費であることから、受益者負担割合は原則 100%とします。

ただし、利用促進を図るサービスや近隣市町と整合を図る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱しない範囲で適切な受益者負担額（手数料）を設定することとします。

4 減免適用の適正化

(1) 使用料の減免について

公の施設における使用料の減免については、高齢者・障がい者などへの配慮や、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、使用料の減額・免除を幅広く認めており、施設の利用促進に一定の効果을上げています。一方で、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いている状況があり、施設使用料の本来の在り方が問われています。

そのため、使用料の減免は、真にやむを得ないものに適用を限定するという考え方を再確認した上で、受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減免適用の適正化を図ります。

また、減額率は、できる限りわかりやすく、簡素な料金設定に資することが望ましいことから、原則として、免除（100%）と減額（50%）の2段階とします。

なお、基準をそのまま適用することが困難な場合は、施設ごとの事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱することのない範囲で、施設ごとに規定を設けることができるものとします。

(2) 手数料の減免について

手数料の減免については、使用料等の減免同様に政策的な配慮に基づき実施するものであることから、減免に関しては真にやむを得ないものに限定し適正化を図ります。

なお、特別な事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、条例の基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができるものとします。

(3) 指定管理者が管理する施設における減免について

指定管理者が管理する施設における利用料金の減免の取扱いについては、条例等に定める基準に基づいて実施することとします。

5 その他

(1) 見直しの対象

算定した結果、現行の料金と比較し、概ね±10%以上の乖離が生じているものを見直しの対象とします。

(2) 端数処理について

使用料・手数料は、原則として100円単位（100円未満切り上げ）となるよう端数処理を行うこととします。

(3) 激変緩和措置

本基本的な考え方に基づいて、使用料及び手数料を見直した際に、現行の使用料及び手数料と著しく差が生じる場合や、近隣自治体における使用料及び手数料との差が著しく大きくなることが考えられます。

そのため、市民生活への影響等を踏まえ、受益者の急激な負担増と利用率の低下を防ぐため、現行料金の1.5倍を上限額とします。ただし、現行料金が200円以下の場合は、2.0倍を上限額とします。

また、算定の結果が現行の額を大きく下回った場合には、現下の市の厳しい財政状況を踏まえ、0.5倍以下となる場合を除き、現行料金に据え置くこととします。なお、0.5倍以下となった場合は、0.5倍を下限額としますが、端数処理により、下限額を超える場合は、その額を下限額とします。

(4) 市外利用者の取扱い

公の施設は、主に市民が利用に供することを目的として設置しており、その管理運営には市税が充てられていることから、市民が優先されるべきと考えられるため、市民以外の利用の場合は、原則として、使用料に5割を加算するものとします。

(5) 営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合、あるいは入場料等を徴収する場合については、規定する使用料に10割を加算するものとします。

(6) 付帯設備等の取扱い

施設に一体的に備わっている付帯設備や備品などの使用料については、現在の使用料設定の体系を基本とし、施設使用料に含むものとして取り扱うものとします。ただし、体育施設における夜間照明設備など、付加価値を付ける設備や特定の者のみが利用する設備のうち、利用の有無により別途の経費が一定程度発生するものについては、共通的な使用料算定ルールを当てはめるのが困難なため、通常の使用料とは区別し、個別に使用料の設定や見直しを行うこととします。

(7) 冷暖房料金について

冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があることや、わかりやすく簡素な料金設定を行うという観点から、原則として冷暖房に対する加算は行わないこととします。ただし、体育館などの大規模施設等では、冷暖房設備の規模の違いもあるため、別途冷暖房使用料を徴収することを可能とし、その場合は、施設の使用料原価を算定するに当たり、全体の経費から冷暖房に係る経費を除くものとします。

(8) 近隣自治体や民間との均衡

近隣自治体や民間施設と比較して金額に大きな格差が生じることで、利用の低下や民業圧迫などにつながるものが懸念される場合は、必要に応じて調整を行うこととします。

(9) 指定管理者制度導入施設における使用料の考え方

指定管理者制度を導入している施設のうち、利用料金制を導入している施設については、本基本的な考え方に基づき見直しを行うのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する利用料金の上限額となります。そのため、見直しに当たっては、指定管理期間や指定管理料への影響を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。

ただし、既に基本協定を締結している施設については、協定期間中に使用料の額を見直した場合、原則として既存の協定締結期間中には改正後の使用料額の適用は行わず、新たな協定締結の開始時期から適用するものとします。

なお、指定管理者制度導入施設の原価は、次の2つを合算したものとします。

- ① 指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用
 - ・ 人件費、物件費等の合計

- ② 市が支出する費用
 - ・ 施設担当職員の人件費
 - ・ 当該施設にかかる物件費（指定管理料を除く）